

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
福岡医療専門学校		平成11年4月1日		藤瀬 武		〒 814-0005 (住所) 福岡県福岡市早良区祖原3-1 (電話) 092-833-6120		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人福岡医療学院		平成11年4月1日		理事長 藤瀬 武		〒 814-0005 (住所) 福岡県福岡市早良区祖原3-1 (電話) 092-833-6120		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度	
医療	医療専門課程		看護科		平成25(2013)年度	—	平成26(2014)年度	
学科の目的		多職種と連携しながら、さまざまな対象に対して看護を創造できる看護師を養成する。						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		看護師国家試験受験資格						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	※単位時間、単位いずれかに記入		2,880 単位時間	1,875 単位時間	0 単位時間	1,005 単位時間	0 単位時間
		単位		単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率			
240 人	175 人	0 人		0 %	10.9 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		47		人			
	■就職希望者数(D)		40		人			
	■就職者数(E)		40		人			
	■地元就職者数(F)		31		人			
	■就職率(E/D)		100		%			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		79		%			
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		83		%			
	■進学者数		2		人			
	■その他		5		人			
	(令和 6 年度卒業者に関する令和7年 5 月 1 日時点の情報)							
■主な就職先、業界等		病院等:あさか医療センター、岸和田徳洲会病院、佐田整形外科病院、東京西徳洲会病院、戸田中央病院、千葉愛友会記念病院、のぞえ総合診療病院、白十字病院、原三信病院、福岡記念病院、福岡市民病院、福岡会病院、宮崎善仁会病院、諸岡整形外科病院、横須賀共済病院、横浜市立大学付属病院、						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 受審年月: 平成29年3月 評価結果を掲載したホームページURL https://www.jusei.ac.jp/outline/thirdparty.html							
当該学科のホームページURL	URL: https://www.jusei.ac.jp/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数				単位時間			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				単位時間			
	うち企業等と連携した演習の授業時数				単位時間			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち必修授業時数				単位時間			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				単位時間			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				単位時間			
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				単位時間			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(B: 単位数による算定)							
	総授業時数				103 単位			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				23 単位			
	うち企業等と連携した演習の授業時数				9 単位			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち必修授業時数				103 単位			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				23 単位			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				9 単位			
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				0 単位			
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				7 人			
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				4 人			
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				3 人			
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				1 人			
	計				15 人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				15 人			

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程編成委員には、以下の両方または何れかの条件を満たす者を選定している。

1. 業界団体に所属し、要職に就いている有識者

2. 現場を指揮し、医療の最先端で活躍している院長や所属の長

このような業界全体の動向、実務に関する知識や技術に関する知見を有する委員からの要請等を教育課程編成委員会にて協議していく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本学の教育課程は、教育課程編成委員会の意見を踏まえて、教務委員会が編成する(学則第14条及び学校会議規程第4条)。

教育課程編成委員会の位置付け及び審議内容が採用される過程は、以下の通りである。

① 第1回教育課程編成委員会では、前年度の教育課程を実施した結果や当年度の教育課程の進捗状況等が報告される。委員による審議が行われ、委員から意見を聴取する。審議内容及び意見は教務委員会に直ちに報告され、当年度の教育課程や指導方法等の改善に活用される。

② 第2回教育課程編成委員会では、第1回委員会で聴取された意見に対する改善策の実施状況について審議が行われる。その審議結果を踏まえて、次年度の教育課程の編成に対する意見を委員から聴取する。

③ 第2回委員会で聴取した意見は、副校長、学科長、専任教員及び非常勤講師が参加する次年度教育内容会議において審議される。そこで審議した結果を踏まえて、教務委員会が次年度の教育課程を編成する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年3月31日

名 前	所 属	任期	種別
藤瀬 武	福岡医療専門学校 校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
藤瀬 敏子	福岡医療専門学校 事務長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
加藤 健一	福岡医療専門学校 副校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
瀬戸山 美和	福岡医療専門学校 看護科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
小林 奈緒子	医療法人社団 誠和会 牟田病院看護部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
安永 ちどみ	社会医療法人大成会 福岡記念病院看護副部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
加藤 綾	福岡県看護協会支部代議員	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	②

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年間開催数は年2回。開催時期は毎年6月と11月。

(開催日時(実績))

第1回 令和6年 6月15日(土)15:00～17:00

第2回 令和6年11月16日(土)15:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・新カリキュラムにおける3年生の領域実習について

臨床判断能力の向上を目的として、2年次より看護過程の展開を見直した。その結果、個々の学生のレディネスを把握し、患者の個性を踏まえた指導に繋がっていたようである。しかし、個人差、グループ差もあった。卒後、看護師として働くうえで、どのような影響があったのかを調査検討していく必要がある。

・退学者Oに向けて

学力低下の学生が多くなってきている。1年次より補習等で学習方法から指導し、学習習慣がつくように計画をしていく必要がある。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係		
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 日々進歩する医療に対応するため、医療の最前線で活躍している臨床経験が豊富な看護師で、厚生労働大臣の指定した実習指導者講習会を修了した者を実習指導者を主に選定している。また、校内の演習施設や設備等を活用した指導ができ、校内演習の実施にあたり、派遣された講師による年間を通じた定期的な指導から学修成果の評価を行うなどの体制をとることが可能な施設を選定している。		
(2)実習・演習等における企業等との連携内容 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記 学校教員と派遣された講師が実習前に事前の打ち合わせを行い、実習内容、学生の学修成果の達成度評価指標等について定める。実習期間中は、学校教員と派遣された講師が学生の学修状況を互いに直接確認し授業運営を行う。実習修了時には、学校教員と派遣された講師が協議の上、成績評価・単位認定を行う。		
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
基礎看護学実習Ⅱ	看護の対象となる対象者は、同一の条件下において入院生活を送っているわけではない。多様な状況と病状に合わせた看護を行う必要がある。学内で学んだ知識・看護技術を生かし、個々の対象者の状態に合わせて日常生活援助を計画・実施することが必要である。さらに、看護過程の構造を理解し、看護過程の展開を経験することにより、一人の対象者に対し、適切な看護を行っていく場合の問題解決過程の重要性を認識させる。	福岡記念病院・福西会病院 牟田病院・諸岡整形外科病院 総数4施設
成人看護学実習	成人期にある人の特徴を理解し、健康増進・維持・管理・健康障害から回復への援助や健康障害をもつ成人期にある対象の理解とコミュニケーション方法を修得する。	福岡記念病院 牟田病院・諸岡整形外科病院 総数3施設
老年看護学実習	老年期の身体的・精神的・社会的特徴をふまえ、健康を障害された入院生活を送る高齢者を理解し、対象の生活機能の傷害と程度を踏まえ対象のニーズに応じた看護を修得する。	牟田病院・諸岡整形外科病院 総数2施設
小児看護学実習	成長・発達を続ける小児の特徴を理解し、あらゆる健康状態にある小児とその家族に対する看護を実践できる能力を養う。	福岡記念病院・西新保育園・高取保育園・第二高取保育園・舞鶴幼稚園・早緑保育園 総数6施設
地域・在宅看護論実習	地域で生活するさまざまなライフステージ・健康レベルにある人々や家族を理解し、健康を保持・増進し、QOLを向上させるための看護活動について学ぶ。また、対象を支える社会資源を知り、現状の生活をふまえた看護を実践できる基礎的能力を養う。	福岡記念病院・諸岡整形外科病院・福西会病院アップルハート福岡西・アップルハート博多・友田病院・アスター訪問看護ステーション 総数7施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

本校は、教員が学生に対し、社会のニーズに応えることのできる即戦力及び臨床能力の高い医療技術者を育てるために、より職業実践的な教育をすることを目的に掲げている。

この目的を達成するためには、教員の資質向上は必須の条件となる。そこで、次に掲げた事項を進めることにより、教員の資質向上の支援を行っている。

1. 研修規程を定めて、計画的かつ継続的な研修受講を支援する。
2. 本校附属臨床施設(福岡医療学院整骨院・福岡医療学院鍼灸院・福岡医療クリニック)での臨床経験を積むことにより、実際の現場での知識・技術の修得をすすめる。
3. 外部機関(学会・研究会・研修等)に対して会場提供を積極的に行い、様々な分野での知識修得を奨励する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第25回認知症ケア学会大会	連携企業等:	日本認知症ケア学会
期間:	6月14日～15日	対象:	教員
内容	AIを認知症ケアに活かす		
研修名:	専門職としての活動基盤となる研修	連携企業等:	日本看護協会
期間:	6月30日	対象:	教員
内容	介護保険施設で生活する高齢者の支援に必要な知識とケア		
研修名:	日本地域看護学会研修会	連携企業等:	日本地域看護学会
期間:	3月15日	対象:	教員
内容	地域看護研究に生成AIをいかに活かすか		
研修名:	呼吸療法認定士 認定更新講習会	連携企業等:	呼吸療法認定士委員会
期間:	3月22日	対象:	教員
内容	術後呼吸管理、肺保護換気戦略		他 9件

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	日本看護学校協議会学会	連携企業等:	日本看護学校協議会学会
期間:	8月1日～2日	対象:	教員
内容	終末期の命を支える看護		
研修名:	九州・沖縄ブロック活動 看護教員研修会	連携企業等:	日本看護学教育学会
期間:	9月14日	対象:	教員
内容	臨床判断能力の評価の視点		
研修名:	日本看護学会学術集会	連携企業等:	日本看護協会
期間:	9月27日	対象:	教員
内容	学術集会		他 39件

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第26回日本認知症ケア学会大会	連携企業等:	日本認知症ケア学会
期間:	5月31日～6月1日	対象:	教員
内容	認知症とともに生きる人 とともに創る		
研修名:	第35回日本看護学校協議会学会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	8月7日～8日	対象:	教員
内容	地域・在宅で活躍する看護師 それを支える看護教育		
研修名:	第28回日本地域看護学会	連携企業等:	日本地域学会
期間:	9月6日～7日	対象:	教員
内容	地域共生社会のこれから		
② 指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	実習指導検討会	連携企業等:	福岡記念病院
期間:	4月23日	対象:	教員
内容	2025年度1年間の実習指導検討		
研修名:	第34回日本看護学教育学会学術集会	連携企業等:	日本看護学教育学会
期間:	8月29日～8月30日	対象:	教員
内容	危機に立ち向かう看護学教育		
研修名:	福岡県看護教員継続研修	連携企業等:	福岡県保健医療介護部
期間:	未定	対象:	教員
内容	未定		他35件

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本校は自己点検・自己評価委員会を設置して、①教職員全員による自己点検・評価、②学校関係者（企業等の役員又は職員、地域住民、保護者、校友会会長等）による評価を実施し、その結果についてこの報告書にまとめ、ホームページに公表する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	・理念、目的、育成人材像 ・学校の特色 ・学校の将来構想
(2)学校運営	・運営方針 ・事業計画 ・運営組織、意思決定効率化 ・人事、賃金制度
(3)教育活動	・教育目標、育成人材像、到達レベル ・カリキュラム ・授業評価 ・教員確保 ・単位
(4)学修成果	・就職率向上 ・資格取得率向上 ・退学率低減 ・社会的活躍、評価の把握
(5)学生支援	・就職、進学 ・学生相談 ・経済的支援 ・健康管理 ・課外活動 ・生活環境 ・保護
(6)教育環境	・施設、設備 ・学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施 ・防災体制
(7)学生の受入れ募集	・学生募集活動、教育成果 ・入学選考 ・学納金
(8)財務	・中長期的財務基盤 ・予算、収支計画
(9)法令等の遵守	・法令、設置基準等 ・個人情報保護 ・自己点検、自己評価の実施等
(10)社会貢献・地域貢献	・社会貢献の実施 ・学生ボランティア活動支援等
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

令和6年度は自己点検・評価報告書を資料にして、教職員と意見交換を実施しながら、学校関係者評価委員会を行った。
【本学院並びに本学科に対する提言は以下の通り】
1.令和6年度の重点目標の1つ「退学者 0 ゼロ」に向けての教職員の取り組みは、効果があり重要性を認識し、指導を行う。
2.多様化する環境への対策（研修会等への参加等）が必要である。
3.国家試験の合格率は全国平均を大きく上回っている。国家試験の出題傾向の変化に対応が必要である。更に良い結果が出ることを期待している。
以上の学校関係者評価委員より得た意見を、運営会議、教職員会議等において学校全体で共有し活用する。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和7年3月31日

名 前	所 属	任期	種別
山本 亮	山本祐司・亮司法書士行政書士事務所	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）	地域代表
下迫 勇夫	福岡医療専門学校 非常勤講師	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）	有識者
渡辺 淳一	（株）堺整骨院西 代表取締役	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）	卒業生
東 りか	はり灸院・整骨院・整体院Re.庵 代表	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）	卒業生
古川 辰巳	株式会社INTERACTION 代表取締役	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）	企業等委員
山中 知愛	医療法人西福岡病院 放射線科 科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）	企業等委員
行徳 倫子	（株）医療法人フォールディングススターホーム スーパーバイザー	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

（例）企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

（ホームページ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他（ ））

URL: <https://www.jusei.ac.jp/outline/hyoka.html>

公表時期: 毎年度7月

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の学校関係者に対する情報提供は、本校ホームページにおける情報公開を基本とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	・教育理念 ・概要と沿革
(2)各学科等の教育	・看護科紹介 ・カリキュラム、取得単位数、目指す資格
(3)教職員	・主たる教員紹介およびセミナー紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	・セミナー ・臨床実習 ・就職キャリア支援 ・主な就職先
(5)様々な教育活動・教育環境	・学生へのフォローアップ ・施設、設備
(6)学生の生活支援	・学生寮
(7)学生納付金・修学支援	・学納金納入 ・奨学金 ・入学前サポート
(8)学校の財務	・事業報告書 ・計算書類
(9)学校評価	・第三者評価 ・一般社団法人リハビリテーション評価機構 認定証
(10)国際連携の状況	・海外研修
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL : <https://www.jusei.ac.jp/outline/hyoka.html>

公表時期: 毎年度7月末

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			生命科学	物質の組成・性質・物質間の概念について学び、様々な化学的变化と生命活動について新たな視点を理解し、科学的に思考できる能力を修得する。	1前	30	2	○			○			○	
2	○			統計学	社会において活用されている統計について学び、身の回りの統計学の活用法を知り、そのデータを読み取る基礎的能力を修得する。	2前	30	1	○	△		○			○	
3	○			情報科学Ⅰ	コンピュータとネットワーク、インターネットの基本的な仕組み、ネットワークセキュリティ等、情報の科学的理解を修得する。さらに、安全にインターネットを活用する能力を修得する。	1前	15	1	○			○			○	
4	○			情報科学Ⅱ	情報処理するためのパソコン操作能力を身につけ、科学的に思考ができる能力を修得する。	2前	15	1	○	△		○			○	
5	○			基礎ゼミナール	主体な学習者として必要な基本的なスキルを身につけ、能動的学習の必要性を理解する。また、社会人基礎力を身につけ、看護師として必要な学習態度を修得する。	1前	30	2	○			○		○	△	
6	○			倫理学	医療において倫理がなぜ問われているのか、患者の人権や自律の尊重がなぜ大切であるのかについて真剣に考え理解できる能力を修得する。	1前	15	1	○			○			○	
7	○			心理学	人間関係の基盤となる人間理解を認知・行動・発達の側面から学び、社会的存在としての人間を理解する能力を修得する。	1前	15	1	○			○			○	
8	○			外国語Ⅰ	多様な文化的背景を持つ外国人に対し、状況に応じて適切な配慮ができ、国際化社会の中で役立つ基礎的対応能力を修得する	1前	15	1	○			○			○	
9	○			外国語Ⅱ	英語を用いたコミュニケーションスキルを向上させ、医療の様々な場面での情報の共有化に貢献できる能力を修得する。	2前	15	1	○			○			○	
10	○			健康行動学	自己の健康意識を高め、他者との関わりを通じた仲間づくりやコミュニケーション、および実践を行い、協調性できる能力を修得する。	1前	30	1	○	△		○			○	
11	○			教育学	教育の意義や方法を学び、看護における教育・指導技術へと活かす。さらに 生涯学習について学び、自己教育力を養う能力を修得する。	1前	15	1	○			○			○	
12	○			人間関係論	人間関係を円滑に保つ技法について学び、自己理解と良好な対人関係について理解できる能力を修得する。	1前	15	1	○			○			○	

13	○			解剖生理学Ⅰ	人体の形態と構造およびその機能と役割を修得する。（皮膚組織，体温調節，消化機能）	1 前	30	1	○				○			○	
14	○			解剖生理学Ⅱ	人体の形態と構造およびその機能と役割を修得する。（血液，循環器，呼吸器）	1 前	30	1	○				○			○	
15	○			解剖生理学Ⅲ	人体の形態と構造およびその機能と役割を修得する。（内分泌，神経，感覚系）	1 前	30	1	○				○			○	
16	○			解剖生理学Ⅳ	人体の形態と構造およびその機能と役割を修得する。（泌尿器，生殖器，骨格，筋系）	1 後	30	1	○				○			○	
17	○			解剖生理学Ⅴ	解剖生理学Ⅰ～Ⅳの内容に基づいて診断と治療・看護に役立てる能力を修得する。	3 前	30	1	○				○			○	
18	○			生化学	生体の正常なしくみ・機能の破綻した状態である病気を正しく理解する能力を修得する。	1 後	15	1	○				○			○	
19	○			栄養学	人間の体を構成し，疾病に抵抗する力は食べ物に含まれる成分（栄養）などの働きによって養われていることを理解する能力を修得する。	1 後	15	1	○				○			○	
20	○			病理学	病理・病態的变化の発生機序を学び，科学的思考に基づき，看護実践の基礎になる能力を修得する。	1 前	15	1	○				○			○	
21	○			病態生理学Ⅰ	疾患と発生機序，主な疾患の診断・検査・治療・予後について修得する。（循環器，呼吸器）	1 後	30	1	○				○			○	
22	○			病態生理学Ⅱ	疾患と発生機序，主な疾患の診断・検査・治療・予後について修得する。（脳神経系，泌尿器，生殖器，口腔）	1 後	30	1	○				○			○	
23	○			病態生理学Ⅲ	疾患と発生機序，主な疾患の診断・検査・治療・予後について修得する。（消化管，免疫，皮膚，感覚器）	1 後	30	1	○				○			○	
24	○			病態生理学Ⅳ	疾患と発生機序，主な疾患の診断・検査・治療・予後について修得する。（運動器，内分泌代謝，血液造血器，感染）	1 後	30	1	○				○			○	
25	○			放射線医学	画像診断，放射線治療，放射線防護についての基礎的知識を深め，看護実践において活用できる能力を修得する。	2 前	15	1	○				○			○	
26	○			薬理学	基本的な薬物の種類と作用・機序・特徴を学び，人体への影響を理解し看護実践において活用できる能力を修得する。	1 後	30	2	○				○			○	
27	○			臨床疾病論	健康から疾病を経て回復に至る過程において理解し，機能障害のある対象者への科学的根拠に基づいた看護を展開する能力を修得する。	3 前	15	1	○				○		○		

28	○			公衆衛生学	公衆衛生システム・地域保健活動の知識と実践能力を修得し、疾病の予防、心身の健康維持を図る能力を修得する。	1 後	30	1	○			○			○	
29	○			医療社会学	人間の思いやふるまいから、その社会現象を説明できることを学び、現代医療における問題点および医療における人間関係を理解する能力を修得する。	2 前	15	1	○			○			○	
30	○			社会福祉	日々の暮らしと福祉制度・社会保障がどう関係するのか専門的知識を修得し、個々のライフスタイルに沿った対応ができる基礎的能力を修得する。	2 前	30	1	○			○			○	
31	○			看護関係法規	看護職として基盤となる法規および関連法規について理解し、適切な看護を行う上での根拠や判断基準となる能力を修得し、対象に応じ柔軟に対応できる能力を修得する。	2 後	15	1	○	△		○		○		
32	○			総合医療論	生活に深くかかわる保健・医療システムや医療技術の現状と課題を理解する能力を修得する。	1 後	15	1	○			○			○	
33	○			リハビリテーション論	リハビリテーションを受ける対象者の身体的・心理的・社会的立場を理解し、具体的なリハビリテーション援助法を修得する。	2 前	30	1	○	△		○			○	
34	○			基礎看護学Ⅰ	生命を大切にし、相手を尊重して対象者に応じた行動ができる豊かな人間性や優れた人権意識、明確な目的意識を修得する。	1 前	30	1	○	△		○		○		
35	○			基礎看護学Ⅱ	人間の基本的ニーズと自立、人間の全体性、看護師と患者の相互作用、ケアリングなどが看護理論で考えることができ、自己の看護観を構築できる能力を修得する。	1 前	15	1	○	△		○		○		
36	○			基礎看護学Ⅲ	看護の対象者を全人的に把握し、問題と援助の方法を明確化するための具体的方法を展開できる能力と対象者に応じた柔軟な対応ができる能力を修得する。	1 後	30	1	○	△		○		○		
40	○			基礎看護学Ⅶ	食事という行為の意味と意義を深く考え、それに配慮できる能力を修得する。対象者の個性を大切に、自立を促し、羞恥心を最小限にすることができる排泄援助を考えながら、ケアを計画・実施できる能力を修得する。	1 前	30	1	○	△		○		○		
41	○			基礎看護学Ⅷ	対象者との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を修得し、様々な健康場面にある対象者への健康教育的支援の意味や必要性・方法を修得する。	1 前後	30	1	○	△		○		○		
42	○			基礎看護学Ⅸ	安全な治療・処置の実践についての知識・技術を修得し、看護の必要性を的確に判断できる能力と対象者に応じて柔軟に援助ができる能力を修得する。	1 後	30	1	○	△		○		○		
43	○			基礎看護学Ⅹ	苦痛への緩和の方法、それに対する安楽確保の技術、また、与薬に必要な技術を修得し、看護の必要性を的確に判断できる能力と対象者に応じて柔軟に援助ができる能力を修得する。	1 後	30	1	○	△		○		○		
44	○			基礎看護学Ⅺ	経過別・主要症状、主要症状のメカニズムの理解とともに、各症状に対する看護の必要性と症状緩和にむけた援助が実践できる能力を修得する。	1 後	30	1	○	△		○		○		
45	○			地域・在宅看護論Ⅰ	地域で暮らすあらゆるライフステージにある人々の生活、人と人とのつながりおよび環境を知り、「生活者」を理解し、地域・在宅看護を展開する基礎的能力を修得する。	1 後	15	1	○			○		○		

46	○		地域・在宅 看護論Ⅱ	地域包括ケアシステムを理解し、地域で生活する人々とその家族の健康と暮らしを継続的に支援する看護師の役割を理解できる能力を修得する。	2 前	30	2	○	△		○		○		
47	○		地域・在宅 看護論Ⅲ	地域で暮らす人々とその家族をアセスメントし、対象を取り巻く環境と状況に応じた基本的な援助技術、医療的技術の実践に結び付けて看護を展開できる能力を修得する。	2 後	30	1	○	△		○		○	△	○
48	○		地域・在宅 看護論Ⅳ	生活環境別・発達段階別に終末期にある対象者とその家族への看護を展開できる能力を修得する。	2 後	30	1	○	△		○		○	△	
49	○		成人看護学Ⅰ	成人期における健康障害や健康危機状況、看護の特徴について学ぶ。さらに成人看護に有用な概念について理解し、専門的な知識を修得し、実践に応用できる能力を修得する。	1 後	15	1	○			○		○		
50	○		成人看護学Ⅱ	急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力に必要な知識と支援方法を修得する。	2 前	30	1	○	△		○		○	△	○
51	○		成人看護学Ⅲ	周手術期にある成人期の対象の理解と、看護過程の展開を通し、回復過程に応じた看護の実践を修得する。	2 前	30	1	○	△		○		○	△	○
52	○		成人看護学Ⅳ	慢性期にある成人期の対象の理解と、疾患や症状コントロールのために必要とされる看護援助について理解し、実践に応用できる能力を修得する。	2 前	30	1	○	△		○		○		
53	○		成人看護学Ⅴ	障害を抱えながらもその人らしい生活を再構築していく過程において、専門的知識・技術・態度を統合して応用できる能力を修得する。	2 後	30	1	○	△		○		○		
54	○		老年看護学Ⅰ	ライフサイクルにおける老年期の特徴を理解し、高齢者をとりまく社会と生活環境が健康に与える影響を理解するために必要な専門的知識を修得する。	2 前	15	1	○			○		○		
55	○		老年看護学Ⅱ	健康障害を持つ高齢者の特徴から、その健康レベルに応じた看護が提供される場や関連法と制度について専門的知識を修得する。	2 前	15	1	○			○		○	△	○
56	○		老年看護学Ⅲ	老年期に起こりやすい疾病・障害における、高齢者の特徴をアセスメントし、その健康レベルに応じた具体的な援助の方法を修得する。	2 後	30	1	○	△		○		○	△	○
57	○		小児看護学Ⅰ	小児各期の成長・発達を理解する。また、小児を取り巻く社会情勢や法的制度について理解し、実践的に応用できる専門的知識を修得する。	1 後	15	1	○			○			○	
58	○		小児看護学Ⅱ	入院が子どもの成長発達や家族に及ぼす影響を理解し、小児看護の特徴を踏まえ専門的知識・技術・態度を統合し、看護を実践できる能力を修得する。	2 前	15	1	○			○		○	△	
59	○		小児看護学Ⅲ	子ども特有の病態・症状・治療と障害をもつ子どもとその家族への理解を深め、専門的知識・技術・態度を統合して応用できる基礎的能力を修得する。	2 後	30	1	○	△		○		○		
60	○		母性看護学Ⅰ	ライフサイクルからみた女性の特徴、リプロダクティブヘルスケアについて理解し、実践的に応用できる専門的知識を修得する。	2 前	15	1	○			○		○		

61	○			母性看護学Ⅱ	周産期における女性の身体的・心理的・社会的変化から、看護師の役割や専門的知識の理解と看護を实践できる能力を修得する。	2 前	15	1	○	△		○		○		
62	○			母性看護学Ⅲ	周産期における分娩・産褥の女性および新生児の身体的・心理的・社会的変化を理解し、母子に向けた包括的な看護を实践できる能力を修得する。	2 後	30	1	○	△		○		○		
63	○			精神看護学Ⅰ	日本の精神医療の現状と精神保健医療福祉の歴史を知り、精神看護の対象・目的・機能及び役割を修得する	1 後	15	1	○			○		○		
64	○			精神看護学Ⅱ	主な精神障害・症状・状態について理解し、疾患の診断と治療を理解する能力と実践的に応用できる基礎的能力を修得する。	2 前	15	1	○			○		○		
65	○			精神看護学Ⅲ	精神障害者の入院から退院に至るまでの看護について理解し、地域生活を支援するための方法を修得し、実践的に応用できる基礎的能力を修得する。	2 後	30	1	○	△		○		○	△	○
66	○			生活環境と健康状態に応じた看護Ⅰ	身近な地域にくらす人々の生活と健康課題について考えるとともに、家族の機能と看護のあり方を修得する。	1 前	30	1	○	△		○		○		
67	○			生活環境と健康状態に応じた看護Ⅱ	あらゆるライフステージにある対象を、生活者として理解することにより、人々の健康のあり方、健康段階における看護の役割と介入を修得する。	1 後	30	1	○	△		○		○		
68	○			生活環境と健康状態に応じた看護Ⅲ	ライフステージに応じたセルフケア獲得に関する基礎知識を基に、生活の様子や健康面での課題を理解し、対象者と家族のQOLの向上・充実にむけた看護を实践できる能力を修得する。	2 前	30	1	○	△		○		○		
69	○			生活環境と健康状態に応じた看護Ⅳ	薬物療法の実施する意義・方法を理解し、生活者としての対象に薬物療法の指導・支援の必要性を看護の視点で踏まえて修得する。	2 前	30	1	○	△		○		○		
70	○			生活環境と健康状態に応じた看護Ⅴ	患者の状況に的確に対応した医療を提供するという多職種連携の一連の流れを生活環境と健康状態別に修得する。	2 後	30	1	○	△		○		○		
71	○			生活環境と健康状態に応じた看護Ⅵ	看護の基本として多様な健康上のニーズを持つあらゆる発達段階の人々に、基本的な看護学の知識や技術を統合し、応用するプロセスを修得する。	2 後	30	1	○	△		○		○		
72	○			看護の統合と実践Ⅰ	看護マネジメントに必要な専門的知識や技術を修得し、看護職個人として及び組織として管理の実際を修得する。	3 前	30	1	○			○		△	○	○
73	○			看護の統合と実践Ⅱ	医療現場における危険の予知と回避、および事故防止などの安全対策の理論と方法を習得し、実際の医療事故から安全対策を考える能力を修得する。	2 後	30	1	○			○		△	○	○
74	○			看護の統合と実践Ⅲ	社会における看護の役割に必要な災害各期の看護活動を専門的知識・技術・態度を統合し応用できる能力を修得する。海外における日本の国際看護活動と看護職者に必要な視点を養い、国際協力における看護師の役割について考える能力を修得する。	3 前	30	1	○	△		○		○		
75	○			看護の統合と実践Ⅳ	既習した専門的知識・技術を統合して、実践的に応用し、看護の質を向上するために、看護研究に対する基礎知識を学習し、研究能力を修得する。	2 後 3 通	30	1	○	△		○		○		

76	○			看護の統合と実践Ⅴ	キャリアとは何か理解し、看護専門職としてのキャリアデザインができる基礎的能力を修得する。また、看護技術の総合的な実践能力を修得する。	3 前	30	1	○	△		○		○		○
77	○			基礎看護学実習Ⅰ	対象者の療養生活や、日常生活援助を通して、看護活動の必要性を認識し、看護を実施するための専門的知識と技術を実践的に応用できる基礎的な方法を修得する。	1 後	45	1				○		○	○	○
78	○			基礎看護学実習Ⅱ	看護過程を展開しながら患者の捉え方と、援助の人間関係構築に向けた看護師の姿勢について考える能力を修得する。	2 前	90	2				○		○	○	○
79	○			地域在宅看護論実習Ⅰ	社会資源を活用し地域で生活をしている対象者の健康を保持・増進し、QOLを向上させるための看護活動を知り、生活を営むために必要な生活援助は何かを導き出し、援助を実施するための基礎的な知識・技術・態度を修得する。	1 前	45	1				○		○	○	○
80	○			地域在宅看護論実習Ⅱ	地域で生活するさまざまなライフステージ・健康レベルにある人々や家族を理解し、健康を保持・増進し、QOLを向上させるための看護活動を修得する。また、対象を支える社会資源を知り、現状の生活をふまえた看護を実践できる専門的知識・技術・態度を統合して実践できる基礎的能力を修得する。	3 通	90	2				○		○	○	○
81	○			成人看護学実習Ⅰ	慢性期・リハビリテーション期にある対象者の健康障害、診断・治療についての専門的知識・技術・態度を統合した看護過程の展開を通して、対象者および家族へのセルフケアやQOLを高めるための看護の実践能力を修得する。	2 後	135	3				○		○	○	○
82	○			成人看護学実習Ⅱ	侵襲的治療、健康危機状況にある対象が回復していくための専門的知識・技術・態度を統合し、機能回復につながる日常生活動作の援助、再発予防と健康管理、および退院支援のための看護の実践能力を修得する。	3 通	135	3				○		○	○	○
83	○			老年看護学実習	健康を障害され入院生活を送る対象を身体的・精神的・社会的特徴を踏まえ理解し、多職種と連携して生活機能の障害と程度および対象のニーズに応じた看護の実践能力を修得する。	3 通	90	2				○		○	○	○
84	○			小児看護学実習	小児期にある対象の健康・健康障害を把握し、個々に応じた看護を修得する。また、年齢に応じた発達を理解し、専門的な知識・技術・態度を統合して実践的に応用し、健康障害を持つ小児の看護の実際を修得する。	3 通	90	2				○		○	○	○
85	○			母性看護学実習	周産期における母性機能および新生児の身体的特性、心理的・社会的変化を理解するとともに、次世代の健全な育成に向けて適切な専門的援助技術と態度を統合して母性看護に応用できる基本的な能力を修得する。	3 通	60	2				○		○	○	○
86	○			精神看護学実習Ⅰ	発達段階の各期に起こりやすい精神保健上の問題について理解し、こころの健康と生活とのつながりについて、を考え、健康障害を持つ対象への看護援助の基礎的能力を修得する。	2 後	45	1				○		○	○	○
87	○			精神看護学実習Ⅱ	精神の健康障害を持つ対象者のこれまでの生活を身体的、精神的、社会的な側面から捉え、人間理解をする。また、対象者が参加している治療の目的を対象者の今後や希望から考え、精神の健康障害を持つ対象への実践的に応用できる看護援助能力を修得する。	3 通	90	2				○		○	○	○
88	○			統合実習	既習実習で学んだ内容をチーム医療及び多職種との協働の中で看護をマネジメントできる基礎的能力を修得する。	3 通	90	2				○		○	○	○

89			○	リンパ浮腫治療学	日本におけるリンパ浮腫の現状やリンパ浮腫の治療、並びに循環器系の全体像、血液とリンパ液の循環などの基礎医学知識を身につける。	全通	94		△	○		○		○		
合計					89 科目			103(2880) 単位 (単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。 毎学年ごと授業日数の3分の1以上欠席したものは進級、卒業せしめないとする。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法：	学年末・各学期末に行う試験・実習の成果・履修状況等を総合的に勘案し行う。	1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。